

1. 件名「福島第二原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請（4号炉の高経年化技術評価等）に関する事業者ヒアリング③」

2. 日時：平成28年11月16日 13時15分～15時00分

3. 場所：原子力規制庁 8階会議室

4. 出席者

原子力規制庁

安全規制管理官（PWR担当）付

中野審査官、立元審査官

安全技術管理官（システム安全担当）付

大高上席調査官、池田主任調査官、中野主任調査官、小嶋主任調査官、坂本主任調査官、中村主任調査官、高倉技術参与、船田技術参与、佐藤技術参与

安全技術管理官（地震・津波担当）付

野村調査官、日高調査官、鈴木技術参与、渋谷技術参与、土居技術参与

東京電力ホールディングス（株） 原子力設備管理部 副長 他19名

5. 要旨

（1）東京電力ホールディングスから、福島第二原子力発電所4号炉の高経年化技術評価等に係る福島第二原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請のうち、高経年化技術評価（低サイクル疲労、中性子照射脆化、照射誘起型応力腐食割れ、電気・計装品の絶縁低下、コンクリートの強度低下及び遮断能力低下、その他の経年劣化事象、耐震安全性評価、共通）に関する説明がなされた。これに対し、原子力規制庁は以下の点について指摘し、引き続き内容を確認することとした。

○低サイクル疲労に関して、

・ステンレス鋼クラッドにより接液しないことを理由に環境疲労評価を行っていない部位について、当該ステンレス鋼クラッドの健全性の確認の方法

○照射誘起型応力腐食割れに関して、

・熱中性子照射量により定めた運用基準の内容。また、制御棒の取替え運用基準である $1.5 \times 10^{21} \text{n/m}^2$ （熱中性子）到達時の高速中性子照射量

○コンクリートの強度低下及び遮断能力低下に関して、

・中性化の評価点を選定した過程

○耐震安全性評価に関して、

・現行のJEAG4601に基づく標準的な手法以外の値を適用したケース（設計用減衰定数、地震応答解析手法、等価繰り返し回数）があれば適用内容

を提示すること。

(2) 東京電力ホールディングスより、本日の指摘等について、了解した旨、回答があった。

6. その他

東京電力ホールディングス資料：

- ・東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所4号炉高経年化技術評価質問事項への回答